

報告第28号

令和7年城里町議会規則第1号

城里町議会傍聴規則の一部を改正する規則

城里町議会傍聴規則（平成17年城里町議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「，氏名及び年齢」を「及び氏名」に改める。

第4条第4項中「傍聴人は，」を「傍聴証の交付を受けた者が傍聴席に」に改め、同条第5項中「傍聴人」を「傍聴証の交付を受けた者」に改める。

第6条第1項第1号中「銃器，棒，つえその他人に危害を加え，又は迷惑を及ぼす」を「銃器，刃物，棒その他他人に危害を加える」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) ビラ，垂れ幕，たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれのあると認められるものを携帯し，又は着用している者

第6条第1項中第3号から第6号までを削り、第7号を第3号とし、第8号を削り、同項第9号中「議事を妨害する」を「会議を妨害し，又は他人に迷惑を及ぼす」に改め、同号を同項第4号とし、同条第2項中「傍聴人」を「会議を傍聴しようとする者」に、「前項第1号から第5号」を「前項第1号及び第2号」に、「物品」を「物」に改め、同条第4項を削る。

第7条第1号中「表明しない」を「表明し，又は議場に現在する者に対して示威的行為をしない」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 携帯電話端末その他音を発する機器は，音を発しないようすること。

第7条中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号を削り、同号の次に次の1号を加える。

(4) 写真の撮影，録音，録画等（特に議長の許可を得たものを除く。）をしないこと。

第7条中第7号を削り、第8号を第5号とし、同条第9号中「又は議事の妨害」を「会議を妨害し，又は他人の迷惑」に改め、同号を同条第6号とする。

第8条を削る。

第9条中「すべて」を「全て」に改め、同条を第8条とし、第10条を第9条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

城里町議会傍聴規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改 正 後	現 行
第1条・第2条 (略) (傍聴の手続) 第3条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付票に記入しなければならない。 (傍聴証) 第4条 (略) 2・3 (略) 4 <u>傍聴証の交付を受けた者が傍聴席に入場しようとするときは</u>、所定の入り口で傍聴証を提示しなければならない。 5 <u>傍聴証の交付を受けた者は</u>、係員から要求を受けたときは、傍聴証を提示しなければならない。 6 (略) (議場への入場禁止) 第5条 (略) (傍聴席に入ることができない者) 第6条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。 (1) <u>銃器、刃物、棒その他他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者</u> (2) <u>ビラ、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれのあると認められるものを携帯し、又は着用している者</u> (削除) (削除) (削除)	第1条・第2条 (略) (傍聴の手続) 第3条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、<u>氏名及び年齢</u>を傍聴人受付票に記入しなければならない。 (傍聴証) 第4条 (略) 2・3 (略) 4 <u>傍聴人は</u>、入場しようとするときは、所定の入り口で傍聴証を提示しなければならない。 5 <u>傍聴人は</u>、係員から要求を受けたときは、傍聴証を提示しなければならない。 6 (略) (議場への入場禁止) 第5条 (略) (傍聴席に入ることができない者) 第6条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。 (1) <u>銃器、棒、つえその他他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者</u> (2) <u>張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者</u> (3) <u>鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者</u> (4) <u>ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。ただし、第8条ただし書の規定により、撮影し、又は録音することにつき議長の許可を得た者を除く。</u> (5) <u>笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者</u>

(削除)

(3) (略)

(削除)

(4) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 議長は、必要と認めたときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第1号及び第2号までに規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 (略)

(削除)

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

(1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。

(2) 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようすること。

(削除)

(削除)

(3) (略)

(削除)

(4) 写真の撮影、録音、録画等（特に議長の許可を得たものを除く。）をしないこと。

(削除)

(5) (略)

(6) げた、木製サンダルの類を履いている者

(7) (略)

(8) 異様な服装をしている者

(9) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 議長は、必要と認めたときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 (略)

4 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

(1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。

(3) 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。

(4) 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(5) (略)

(6) みだりに席を離れないこと。

(追加)

(7) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。

(8) (略)

(6) その他議場の秩序を乱し、<u>会議を妨害し又は他人の迷惑</u>となるような行為をしないこと。 (削除) (係員の指示) <u>第8条</u> 傍聴人は、<u>全て</u>係員の指示に従わなければならない。 (違反に対する措置) <u>第9条</u> (略) 附 則 (略) 別記様式 (略) 附 則 この規則は、公布の日から施行する。	(9) その他議場の秩序を乱し、<u>又は議事の妨害</u>となるような行為をしないこと。 (写真、映画等の撮影及び録音等の禁止) <u>第8条</u> 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。 (係員の指示) <u>第9条</u> 傍聴人は、<u>すべて</u>係員の指示に従わなければならない。 (違反に対する措置) <u>第10条</u> (略) 附 則 (略) 別記様式 (略)
---	--

報告第29号

令和7年城里町告示第183号

わくわく茨城生活実現事業における移住支援金交付要綱の一部を改正する告示
わくわく茨城生活実現事業における移住支援金交付要綱（令和元年城里町告示第42号）
の一部を次のように改正する。

第1条中「県実施要領」を「「県実施要領」」に改める。

第3条第1号(ア)①中「過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）」を
「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）」に、
「第63号）又は」を「第63号）及び」に、「の指定区域を含む市町村（政令指定都市
を除く。）」を「で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を
除く市町村、及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市
町村」に改め、同号(ア)③中「就職した者」を「就職し、通勤した者」に、「、雇用
保険」を「，雇用保険」に、「通学期間を」を「通学期間の」に、「、高等専門学
校」を「，高等専門学校」に改め、同号(ウ)②中「永住者，日本人の配偶者等，永住
者の配偶者等，定住者，特別永住者」を「出入国管理及び難民認定法に定める「永住
者」，「日本人の配偶者等」，「永住者の配偶者等」，「定住者」，及び日本国との
平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める
「特別永住者」」に改め、同号(ウ)中③を④とし、②の次に次のように加える。

③ 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給して
いないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未
満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、茨城県及び城里町
が認める場合を除く。

第3条第3号(イ)を次のように改める。

(イ) 移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない）こととし、
かつ週20時間以上テレワークを実施すること。

第3条第4号中「次に掲げる事項のいずれかに該当すること。」を「次に掲げる(ア)
又は(イ)に該当し、かつ、(ウ)又は(エ)に該当すること。」に改め、同号に次のように
加える。

(ウ) 県内の農林水産業（専業に限る）へ就業、または承継した者

(エ) 市町村等において「認定新規就農者」や「認定農業者」の認定を受けている
者。ただし、複数市町村で農業を営む農業者が「認定農業者」に係る経営改善
計画の認定を申請する場合は、営農区域に応じて都道府県又は国による認定を
受けていること。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

城里町長

様

移住支援金交付申請書

わくわく茨城生活実現事業・茨城就職チャレンジナビ事業・茨城県地方就職学生支援事業及び地域課題解決型起業支援事業実施要領に基づき、関係書類を添えて移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		生年月日	
氏名		年 月 日	
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容（該当する欄に○をつけてください）

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）	人
移住支援金の種類		就業		起業	上記家族のうち 18歳未満の者の人数	人
		テレワーク		関係人口		

3 各種確認事項（該当する欄に○をつけてください）

別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A 誓約する		B 誓約しない
別紙2「わくわく茨城生活実現事業に係る個人情報」の取扱いに記載された内容について		A 同意する		B 同意しない
（就業・起業・関係人口の場合のみ記載） 申請日から5年以上継続して、城里町に居住し、かつ、就業・起業する意思について		A 意思がある		B 意思がない
（就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A 3親等以内の親族に該当しない		B 3親等以内の親族に該当する
（テレワークの場合のみ記載） 城里町への移住の意思について		A 自己の意思である		B 所属からの命令である
申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していない ※ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、都道府県及び市町村が認める場合を除く。		A 該当する		B 該当しない
移住支援金の返還要件に該当する場合は、直ちに城里町へ報告し、返還手続きをする		A 誓約する		B 誓約しない

※各種確認事項のBに○をつけた場合は、移住支援金の対象となりません。

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

5 (東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載) 東京23区への在勤履歴

期間	就業先	就業地

6 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署	
住 所	〒
勤務先へ行く頻度	行くことはない / 週・月・年 回程度 / その他 () ※原則、恒常的に通勤しないこと。

7 (関係人口による移住者のみ記載) 関係人口の内容 (該当する欄に○を付けてください。)

関係人口の内容	該当する
(ア) 茨城県が実施した関係人口要件創出事業の参加者	
(イ) 申請者もしくは同一世帯の者が城里町内に住宅を新築または購入した場合。なお、同一の住宅に対して、移住支援金を複数回申請することは認められない。	
(ウ) 県内の農林水産業 (専業に限る) へ就業、または承継した者	
(エ) 市町村等 (※) において「認定新規就農者」や「認定農業者」の認定を受けている者 ※複数市町村で農業を営む農業者が「認定農業者」に係る経営改善計画の認定を申請する場合は、営農区域に応じて都道府県又は国が認定。	

※ (ア) 又は (イ) に該当し、かつ、(ウ) 又は (エ) に該当することが必要です。

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 わくわく茨城生活実現事業に関する報告及び立入調査について、茨城県及び城里町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、わくわく茨城生活実現事業・茨城就職チャレンジナビ事業・茨城県地方就職学生支援事業及び地域課題解決型起業支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に城里町以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) 県実施要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に城里町以外の市区町村に転出した場合：半額
- 3 移住支援金の支給を受けた後に実施される城里町からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。

※報告の求めに応じないことをもって、当該支援金の支給対象から除くことはいたしません。が、担当課より詳細な資料の提供やヒアリング等を依頼させていただきます。

わくわく茨城生活実現事業に係る個人情報の取扱い

茨城県及び城里町は、わくわく茨城生活実現事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、茨城県及び城里町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

様式第2号の1中

テレワーク交付金	勤務者に地方創生テレワーク交付金による資金提供をしていない
----------	-------------------------------

を

テレワーク交付金	勤務者に地方創生テレワーク交付金による資金提供をしていない
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
就業形態	原則、恒常的に通勤せず、移住先でテレワーク勤務である

に改める。

様式第3号中

「 わくわく茨城生活実現事業、茨城就職チャレンジナビ事業・茨城県地方就職学生支援事業及び地域課題解決型起業支援事業実施要領の規定に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

を

「 わくわく茨城生活実現事業・茨城就職チャレンジナビ事業・茨城県地方就職学生支援事業及び地域課題解決型起業支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）の規定に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

に、

「 1 城里町は、わくわく茨城生活実現事業、茨城就職チャレンジナビ事業・茨城県地方就職学生支援事業及び地域課題解決型起業支援事業実施要領の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。

を

「 1 城里町は、県実施要領の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。

に、

「 2 城里町は、わくわく茨城生活実現事業・茨城就職チャレンジナビ事業・茨城県地方就職学生支援事業実施要領の規定に基づき、わくわく茨城生活実現事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

を

「 2 城里町は、県実施要領の規定に基づき、わくわく茨城生活実現事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和7年4月1日より適用する。

わくわく茨城生活実現事業における移住支援金交付要綱の一部を改正する告示 新旧対照表

改 正 後	現 行
(趣旨) 第1条 城里町は、茨城県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び城里町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、城里町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、茨城県と共同して行うわくわく茨城生活実現事業において、東京圏（埼玉県，千葉県，東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から城里町に移住した者が，移住支援金の要件を満たす場合に，予算の範囲内において移住支援金を交付することとする。また，当該移住支援金の交付については，わくわく茨城生活実現事業・茨城就職チャレンジナビ事業・茨城県地方就職学生支援事業及び地域課題解決型起業支援事業の実施要領（以下，「<u>県実施要領</u>」という。），法令等の定めるところによるほか，この告示に定めるところによるものとする。 第2条 （略） （対象者要件） 第3条 単身で申請する場合は，第1号の要件を満たし，かつ第2号，第3号，第4号又は第5号のいずれかの要件に該当する申請者を，世帯で申請する場合にあつては，さらに第6号の要件に該当する申請者を対象者とする。 (1) 移住等に関する要件 次に掲げる（ア），（イ）及び（ウ）に該当すること。 （ア） 移住元に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。 ① 住民票を移す直前の10年間のうち，通算5年以上，東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（<u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）</u>，山村振興法（昭和40年法律第64号），離島振興法（昭和28年法律第72	(趣旨) 第1条 城里町は，茨城県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び城里町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき，城里町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため，茨城県と共同して行うわくわく茨城生活実現事業において，東京圏（埼玉県，千葉県，東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から城里町に移住した者が，移住支援金の要件を満たす場合に，予算の範囲内において移住支援金を交付することとする。また，当該移住支援金の交付については，わくわく茨城生活実現事業・茨城就職チャレンジナビ事業・茨城県地方就職学生支援事業及び地域課題解決型起業支援事業の実施要領（以下，<u>県実施要領</u>という。），法令等の定めるところによるほか，この告示に定めるところによるものとする。 第2条 （略） （対象者要件） 第3条 単身で申請する場合は，第1号の要件を満たし，かつ第2号，第3号，第4号又は第5号のいずれかの要件に該当する申請者を，世帯で申請する場合にあつては，さらに第6号の要件に該当する申請者を対象者とする。 (1) 移住等に関する要件 次に掲げる（ア），（イ）及び（ウ）に該当すること。 （ア） 移住元に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。 ① 住民票を移す直前の10年間のうち，通算5年以上，東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（<u>過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）</u>，山村振興法（昭和40年法律第64号），離島振興法（昭和28年法律第72号），半島振興法（昭

号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)及び小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村、及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。以下同じ。)以外の地域に在住し、東京23区内への通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)をしていたこと。

② (略)

③ ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職し、通勤した者(ただし、雇用保険の被保険者としての就職に限る。)については、通学期間の修業年限を上限(ただし、高等専門学校は2年を上限)として本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(イ) (略)

(ウ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

① (略)

② 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。

③ 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、茨城県及び城里町が認める場合を除く。

④ その他茨城県又は城里町が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) (略)

和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。以下同じ。)以外の地域に在住し、東京23区内への通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)をしていたこと。

② (略)

③ ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者(ただし、雇用保険の被保険者としての就職に限る。)については、通学期間を修業年限を上限(ただし、高等専門学校は2年を上限)として本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(イ) (略)

(ウ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

① (略)

② 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(追加)

③ その他茨城県又は城里町が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) (略)

(3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) (略)

(イ) 移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。

(ウ)・(エ) (略)

(4) 関係人口に関する要件

次に掲げる(ア)又は(イ)に該当し、かつ、(ウ)又は(エ)に該当すること。

(ア) (略)

(イ) 茨城県が実施した関係人口要件創出事業の参加者

(ウ) 県内の農林水産業（専業に限る）へ就業、または承継した者

(エ) 市町村等（※）において「認定新規就農者」や「認定農業者」の認定を受けている者

※複数市町村で農業を営む農業者が「認定農業者」に係る経営改善計画の認定を申請する場合は、営農区域に応じて都道府県又は国が認定。

(5)・(6) (略)

第4条～第11条 (略)

附 則 (略)

様式第1号（第4条関係）

【別記1 参照】

様式第2号 (略)

様式第2号の1（第4条関係）

【別記2 参照】

様式第3号（第5条関係）

【別記3 参照】

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) (略)

(イ) 転入から申請までの間、勤務日数の1／5を超えて所属先企業等へ行かず、移住先において業務にあたること。

(ウ)・(エ) (略)

(4) 関係人口に関する要件

次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

(ア) (略)

(イ) 茨城県が実施した関係人口創出事業の参加者

(追加)

(追加)

(5)・(6) (略)

第4条～第11条 (略)

附 則 (略)

様式第1号（第4条関係）

【別記1 参照】

様式第2号 (略)

様式第2号の1（第4条関係）

【別記2 参照】

様式第3号（第5条関係）

【別記3 参照】

報告第30号

令和7年城里町告示第 号

城里町学校等救急搬送時選定療養費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、別表に定める城里町内の学校等施設（以下「施設」という。）の管理下での傷病等において、救急搬送された児童又は生徒の保護者が搬送先の医療機関から選定療養費を徴収された際、当該保護者の負担軽減を図るとともに、施設が救急車の要請をためらわずに行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 選定療養費 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）第2条第1項第4号及び第5号に定める選定療養に係る費用をいう。
- (2) 交付対象者 別表に定める施設に在籍する0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童又は生徒の保護者であつて、施設の管理下において当該児童又は生徒が救急搬送され、その際に生じた前号に規定する選定療養費を負担したものをいう。

(補助要件)

第3条 この告示による補助金交付の対象となる選定療養費については、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 施設の管理下において発生した事故等が原因で、児童又は生徒が傷病を被ったこと。
- (2) 施設が、自らの判断に基づいて救急搬送を要請したこと。
- (3) 当該救急搬送において、搬送先の医療機関から、選定療養費を徴収されたこと。

(補助金額)

第4条 補助の金額は、交付対象者が医療機関に支払った選定療養費の全額とする。

(補助金の交付申請及び請求)

第5条 交付対象者は、補助金の交付を申請するときは、城里町学校等救急搬送時選定療養費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、当該施設が発行する証明書（様式第2号）と医療機関が発行した選定療養費を支払ったことを証する書類を添えて、町長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請の期限は、医療機関に選定療養費を支払った日の翌日から起算して1年を経過した日までとする。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、城里町学校等救急搬送時選定療養費補助金交付決定通知書兼額確定通知書（様式第3号）により、交付対象者に通知するものとし、指定口座へ振込により交付するものとする。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第1条関係）

区分	名称	位置
城里町立小学校	城里町立石塚小学校	城里町大字石塚 2497 番地
	城里町立常北小学校	城里町大字上青山 410 番地
	城里町立桂小学校	城里町大字孫根 291 番地
	城里町立沢山小学校	城里町大字下阿野沢 156 番地
	城里町立七会小学校	城里町大字塩子 2682 番地
城里町立中学校	城里町立常北中学校	城里町大字下青山 10 番地
	城里町立桂中学校	城里町大字阿波山 799 番地
認定こども園	認定こども園 常北保育園	城里町大字那珂西 1481 番地の 17
	みどりこども園	城里町大字石塚 1233 番地
	認定こども園 桂幼稚園	城里町大字阿波山 688 番地の 1
	城里町ななかいこども園	城里町大字小勝 1400 番地
放課後児童クラブ	石塚開放学級	城里町大字石塚 2207 番地の 1
	おひさま学童クラブ	城里町大字石塚 2497 番地の 2
	常北小児童クラブ	城里町大字上青山 410 番地
	桂小児童クラブ	城里町大字孫根 291 番地
	七会小児童クラブ	城里町大字塩子 2682 番地
	みどりこども園 げんきっ きクラブ	城里町大字石塚 1221 番地の 1
	常北保育園 児童クラブチ ャイルド館	城里町大字那珂西 1481 番地の 17
	桂幼稚園 ぐんぐんクラブ 桂	城里町大字阿波山 688 番地の 1
障害児支援施設	児童デイサービス くろー ばー	城里町大字石塚 1197 番地の 4
	放課後等デイサービス く ろーばー	城里町大字石塚 1197 番地の 1

報告第31号

令和7年城里町告示172号

令和7年度城里町低所得者支援及び定額減税補足給付金（不足額給付）支給 事務実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として実施する、低所得者支援及び定額減税補足給付金（不足額給付）に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 城里町低所得者支援及び定額減税補足給付金（不足額給付）（以下「調整給付金（不足額給付分）」という。）は、低所得者支援及び定額減税補足給付金（調整給付）（以下「調整給付金（当初給付分）」という。）の支給額に不足が生じる者等に対し、城里町（以下「町」という。）によって贈与される給付金をいう。

（支給対象者）

第3条 調整給付金（不足額給付分）の支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、令和7年1月1日時点で町に住所を有する者（町の住民基本台帳に記録されていないが、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による道府県民税所得割又は市町村民税所得割（以下「個人住民税所得割」という。）が課される者等を含む。）とする。ただし、所得税法（昭和40年法律第33号）上の非居住者並びに令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税所得割に係る合計所得金額が1,805万円を超える者を除く。

(1) ア及びイに掲げる額の合計額（1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）がウに掲げる額を上回る所得税又は個人住民税所得割の納税義務者

ア 3万円に、その者の令和6年12月31日時点の同一生計配偶者又は扶養親族である者（いずれも国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額から、その者の令和6年分所得税額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の3第1項の規定がないものとした場合における令和6年分の所得税の額をいう。以下同じ。）を差し引いた額

イ 1万円に、その者の令和5年12月31日時点の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額からその者の令和6年度分個人住民税所得割額（地方税法附則第5条の8第4項及び第5項の規定の適用を受ける前のものをいう。以下同じ。）を差し引いた額

ウ 調整給付金（当初給付分）の額（調整給付金（当初給付分）を辞退等した者にあつては、調整給付金（当初給付分）を辞退等していなければ受給していた額をいい、調整給付金（当初給付分）給付対象外であつた場合、0とする。）

(2) 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額が0であり、令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者

(3) 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額が0であり、地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者である者

(4) 前三号の規定にかかわらず、物価高騰対応重点支援地方創生交付金制度要綱（令

和5年11月29日付け府地創第327号)に規定する「地域の実情によりやむを得ないと内閣府が認める場合」に該当する者

- 2 第1項第1号アに掲げる額は、給与支払報告書又は公的年金等支払報告書に記載する控除外額又は確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等から把握できる令和7年度分個人住民税課税情報から推計した令和6年分所得税額から算定した額とすることができる。
- 3 第1項各号においては、修正申告等により同時に要件を満たすことのない給付を受けている者を除く。
- 4 第1項第2号及び第3号においては、次の各号に該当する者を除く。
 - (1) 令和6年分所得税額又は令和6年度個人住民税所得割額が0でない者
 - (2) 調整給付金(当初給付分)の給付対象者(控除対象配偶者又は扶養親族として加算される者を含む。)
 - (3) 令和5年度の住民税非課税世帯への給付(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として給付したものに限る。)若しくは均等割のみ課税世帯への給付又は令和6年度の新たに住民税非課税若しくは新たに均等割のみ課税となった世帯への給付の対象世帯の世帯主又は世帯員
(支給額)

第4条 前条第1項第1号の規定による支給対象者に対して支給する調整給付金(不足額給付分)の金額は、同号ア及びイに掲げる額の合計額(1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。)から同号ウに掲げる額を差し引いた金額とする。ただし、令和6年分所得税に係る合計所得金額が1,805万円を超える場合は同号イを、令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円を超える場合は同号ロを、それぞれ0とする。また、令和6年1月2日以降に国外から転入し令和7年1月1日時点で、町に住所を有する者(町の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。)については、同号ウを0とする。

- 2 前条第1項第2号及び第3号の規定による支給対象者に対して支給する調整給付金(不足額給付分)の金額は、原則として、4万円とする。ただし、令和6年1月2日以降に国外から転入し令和7年1月1日時点で町に住所を有する者(町の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。)については、3万円とする。
- 3 前条第1項第4号の規定による支給対象者に対して支給する調整給付金(不足額給付分)の金額は、原則として、4万円から、所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)による改正後の地方税法に基づく特別税額控除額、既に給付を受けた調整給付金(当初給付分)の額並びに前条第1項第1号の規定により支給される調整給付金(不足額給付分)の額(いずれも控除対象配偶者又は扶養親族として加算される者として受けた額を含む。)を差し引いた額とする。
- 4 前条第1項第1号ア及びイに掲げる額を課税台帳等から抽出し、調整給付金(不足額給付分)の金額の算定等の事務処理を進める日(以下「事務処理基準日」という。)は、令和7年6月2日とする。
- 5 事務処理基準日以降に生じた前条第1項第1号ア及びイに掲げる額の修正等については、原則として、同項に定める調整給付金(不足額給付分)の金額に反映しないものとする。
(受給権者)

第5条 調整給付金(不足額給付分)の受給権者は、第3条における支給対象者とする。

(支給の方式)

第6条 第3条第1項第1号に規定する者は、調整給付金(不足額給付分)支給確認書(様式第1号。以下「確認書」という。)を提出するものとする。ただし、令和7年1月1日時点で町に住所を有する者(町の住民記録台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。)で町から調整給付金(当初給付分)を受給していない者については、転入者用調整給付金(不足額給付分)申請書(様式第2号。以下この項において「申請書」という。)を提出するものとし、町は、当該者から申請書の提出があったときは、当該者に確認書を送付し、当該者は確認書を提出するものとする。

2 第3条第1項第2号又は第3号又は第4号に規定する者は、転入者以外用調整給付金(不足額給付分)申請書(様式第3号)を提出するものとする。

3 確認書及び申請書(以下「確認書等」という。)の提出は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第3号及び第4号に掲げる方式は、確認書等の提出者(以下「提出者」という。)が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 郵送方式 提出者が確認書等を郵送により町に提出し、町が提出者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口方式 提出者が確認書等を町の窓口に出し、町が提出者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 提出者が確認書等を郵送により、又は町の窓口において町に提出し、町が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

4 提出者は、確認書等の提出にあたり、公的身分証明書の写し等を提出又は提示すること等により、提出者本人であることを証するものとする。

5 町は、現住所が確認書に記載する住所地と異なる者等から調整給付金(不足額給付分)支給確認書送付先変更届(様式第4号。以下「変更届」という。)の提出があったときは、当該変更届に記載された送付先に確認書を送付するものとする。

(お知らせ方式)

第7条 町は、前条の規定にかかわらず、調整給付金(当初給付分)を支給した者、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の特定公的給付に係る公金受取口座情報を取得できた者等であって、第3条に掲げる支給要件を満たすことを確認できる者に対し、調整給付金(不足額給付分)支給のお知らせ(様式第5号)により調整給付金(不足額給付分)の支給の申込みを行うことができる。

2 前項による支給対象者は、支給の申込みを受けた際、調整給付金(不足額給付分)受給辞退の届出書(様式第6号)による受給の辞退又は調整給付金(不足額給付分)支給口座登録等の届出書(様式第7号)による登録口座の変更を申し出ることができる。

3 町長は、前項の届出等がないときは、速やかに支給を決定し、支給対象者に対し、調整給付金(不足額給付分)を支給することができる。

(代理による確認書等の提出・受給)

第8条 支給対象者に代わり、代理人として前条(第6条)の規定による確認書等の提出及び調整給付金(不足額給付分)の受給を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

(1) 法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人)

(2) 親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている者等で町長が特に認める者

2 代理人が確認書等の提出をするときは、委任欄に代理人氏名等を記載するとともに、原則として委任状を提出する。また、この場合、町は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

3 町は、第1項第1号及び第2号の者にあつては、町長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(確認書等の提出の期限)

第9条 確認書等の提出受付開始日及び提出期限は、町長が別に定める日とする。

2 確認書及び申請書の提出期限は、令和7年10月31日とする。

(支給の決定)

第10条 町長は、第6条の規定により確認書等を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し調整給付金（不足額給付分）を支給する。

(調整給付金（不足額給付分）の支給等に関する周知等)

第11条 町長は、給付金事業の実施にあたり、支給対象者の要件、確認書等の提出の方法、確認書等の提出受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(確認書等の提出が行われなかった場合等の取扱い)

第12条 町長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第9条第2項の提出期限までに確認書等の提出が行われなかった場合、支給対象者が調整給付金（不足額給付分）の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 町長が第9条の規定による支給決定を行った後、確認書等の不備による振込不能等があり、町が確認等に努めたにもかかわらず確認書等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該確認書等は取り下げられたものとみなす。

(給付金の返還)

第13条 町長は、偽りその他不正の手段により調整給付金（不足額給付分）の支給を受けた者に対しては、支給を行った調整給付金（不足額給付分）の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第14条 調整給付金（不足額給付分）の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第15条 この要綱の実施のために必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和7年6月2日から適用する。

報告第32号

令和7年城里町告示186号

城里町病後児保育事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、病児保育事業実施要綱（病児保育事業の実施について（令和6年3月30日こ成保第180号こども家庭庁成育局長通知）別紙。以下「国要綱」という。）に基づき実施する病後児保育事業（以下「事業」という。）に関し、法令その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 事業の内容は、児童が病気の回復期であり、かつ、集団保育を受けることが困難な期間において、一時的に保育を行うものとする。

(実施施設)

第3条 事業を実施する施設（以下「実施施設」という。）は、城里町ななかいこども園とする。

(対象児童)

第4条 事業の対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、城里町に住所を有し、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項の規定による保育の実施の対象となる生後6か月から就学前の児童とする。

(利用定員)

第5条 実施施設の1日当たりの利用定員は、3人とする。

(利用時間及び休室日)

第6条 実施施設の利用時間は、午前8時から午後6時までとする。

2 実施施設の休室日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(利用期間)

第7条 事業を利用できる期間は、前条に規定する休室日を除き、1回の理由につき連続して5日間とする。ただし、対象児童の健康状態及び保護者の状況により町長が必要であると認めるときは、当該期間を延長することができるものとする。

(利用登録)

第8条 事業を利用しようとする対象児童の保護者は、あらかじめ町長に対して病後児保育施設利用登録届出書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する届出があったときは、病後児保育事業利用者登録台帳（様式第2号）に登録するものとする。

3 前項の規定による登録の有効期限は、病後児保育事業利用登録台帳に登録された日の属する年度の末日までとする。

(利用許可の申請等)

第9条 前条の登録を受けた対象児童の保護者が事業を利用しようとするときは、医師の診察を受けた上で、病後児保育事業利用申請書（様式第3号）を施設長に提出しなければならない。

(利用の決定)

第10条 町長は前条の規定による申請があった場合には、速やかにその内容を審査し、病後児保育事業利用許可（却下）通知書（様式第4号）により当該申請をした対象児童の保護者に通知するものとする。

2 前項による許可を受けた対象児童の保護者は、利用日ごとに病後児保育事業利用連絡票兼投薬依頼書（様式第5号）を施設長に提出しなければならない。
（利用の取消し及び中止）

第11条 施設長は、次に掲げる場合には、事業の利用の決定を取り消し、又は中止することができる。

- (1) 対象児童の病気が再発状態にあり、又は急性期にあるなど回復期にあると認められない場合
- (2) 対象児童の病状が変化し、実施施設における対応が困難である場合
- (3) 天災その他の事由により事業を実施することができない場合
- (4) その他事業を利用することが不適当と認められる場合
（費用の負担）

第12条 本事業の利用料は無料とする。

（職員の配置）

第13条 実施施設は、国要綱第6項第2号の②に定める病後児保育に係る職員の配置の基準に従って職員を配置しなければならない。

（病後児保育の内容）

第14条 病後児保育従事者は、児童の様子を保育日誌（様式第6号）に記録するとともに、家庭への連絡票（様式7号）を作成し、健康状態、看護状態及び回復状態を保護者と共有し、対象児童の心身の状況に応じた保育を行うことにより病後の早期回復に努めるものとする。

2 施設長は、衛生面への十分な配慮により職員への感染の防止に努めるほか、複数の対象児童を実施施設に受け入れるときは、他児への感染について配慮しなければならない。

（医療機関との連携）

第15条 施設長は、緊急時に児童を受け入れてもらうための医療機関をあらかじめ選定し、事業運営への理解を求めるとともに、協力関係を構築するものとする。

（書類の整備）

第16条 施設長は、当該実施施設がこの告示の規定に適合するものであることを確認するために必要な書類を整備するものとする。

（補則）

第17条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和7年9月1日から施行する。

（準備行為）

2 この告示の施行の日前においても、事業の実施に関し必要な準備行為を行うことができる。

城里町元気アップ振興券（第8弾）事業実施要綱

（目的）

第1条 この告示は、エネルギー及び食料品の価格高騰に伴い家計負担や地域経済への影響を受ける中、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、町民に地域振興券を交付することにより、家計を支援するとともに、地域経済の振興を目的とした、城里町元気アップ振興券（第8弾）事業（以下「地域振興券事業」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域振興券 前条の目的を達成するために、城里町（以下「町」という。）が配布する町内に所在する事業所又は店舗等（以下「事務所等」という。）でのみ使用できる使用期限付き商品券をいう。
- (2) 特定取引 地域振興券が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の購入若しくは借り受け又は役務の提供をいう。
- (3) 特定事業者 特定取引を行い、受け取った地域振興券の換金を申出ることができる事業者として城里町商工会により登録された者をいう。

（地域振興券の交付）

第3条 地域振興券は、この告示に定めるところにより交付する。

2 交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 令和7年10月1日（以下「基準日」という。）において、町の住民基本台帳（以下「住民基本台帳」という。）に記録されている者
- (2) 基準日において、住民基本台帳に記録はされていないが、配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者とは生計を別にしている者及びその同伴者であって、次に掲げる要件のいずれかを満たしている旨を町長に申出た当該DV等避難者。

ア その配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条に基づく保護命令（同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第2号に基づく退去命令）が出されており、かつ、町内に居住することを証することができること。

イ 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体も含む。）が発行した確認書を含む。また、親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されており、かつ、町内に居住することを証することができること。

3 世帯の交付対象者分の地域振興券は、その世帯主に配布する。前項第2号に該当する者は、申出をした者にその同伴者分も含め交付する。

4 交付方法は、簡易書留郵便により郵送するものとする。

（地域振興券）

第4条 地域振興券の1枚あたりの額面は、500円とする。

2 地域振興券は1冊500円券の8枚綴りとし、うち4枚は大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項で定める大規模小売店舗では使用できないものとする。

3 地域振興券は、城里町元気アップ振興券（第8弾）と称するものとする。

（地域振興券の使用範囲等）

第5条 地域振興券は、特定事業者との間における特定取引においてのみ使用することができるものとする。

2 地域振興券の使用期間は、令和7年12月1日から令和8年1月31日までの間とする。

3 特定取引に使用された地域振興券の券面金額の合計額が特定取引の対価を上回るときは、特定事業者からの当該上回る額に相当する金銭の支払いは行われえないものとする。

4 地域振興券は、交換、譲渡及び売買を行うことができないものとする。

5 地域振興券は、交付された本人又はその代理人若しくは使用者に限り使用することができるものとする。

6 地域振興券は、次の各号に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできないものとする。

（1）不動産や金融商品

（2）たばこ

（3）商品券、プリペイドカードなど換金性の高いもの

（4）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務

（5）国税、地方税や使用料などの公租公課

（特定事業者の登録等）

第6条 特定事業者の募集及び登録は、城里町商工会が別に定めるものとする。

（特定事業者の責務）

第7条 特定事業者は、前条の手続きのほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）特定取引において地域振興券の受け取りを拒まないこと。

（2）地域振興券の交換、譲渡及び売買を行わないこと。

（3）城里町商工会と適切な連携体制を構築すること。

2 城里町商工会は、特定事業者が前条の手続きに反する行為を行ったときは、当該特定事業者の登録を取り消すことができる。

（地域振興券の換金手続）

第8条 特定事業者が特定取引において受け取った地域振興券の換金は、城里町商工会が別に定める方法により行うものとする。

（地域振興券に関する周知等）

第9条 町長は、地域振興券事業の実施に当たり、事業の概要について、広報その他の方法により周知を行うものとする。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

報告第34号

令和7年城里町告示第185号

城里町元気アップ振興券（第8弾）事業補助金交付要綱 （趣旨）

第1条 この告示は、城里町商工会（以下「事業実施者」という。）が、城里町元気アップ振興券（第8弾）事業実施要綱（令和7年城里町告示第184号、以下「実施要綱」という。）に基づき、町民の家計支援及び地域経済の振興を目的として実施する城里町元気アップ振興券（第8弾）に関する事業に対して、予算の範囲内において、城里町元気アップ振興券（第8弾）事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するため、城里町補助金等交付規則（平成17年城里町規則第42号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業）

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、事業実施者が行う次に掲げる事業（以下「地域振興券事業」という。）とする。

- (1) 実施要綱第2条第1項第1号に規定する地域振興券（以下「地域振興券」という。）の印刷、保管、輸送及び警備等
- (2) 地域振興券事業に参加する実施要綱第2条第1項第3号に規定する特定事業者（以下「参加店舗」という。）の募集、審査及び登録等
- (3) 地域振興券事業の広報
- (4) 地域振興券の管理
- (5) 使用済み地域振興券の回収、検品及び換金等事務
- (6) その他必要な業務

（補助対象経費等）

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、地域振興券事業の実施に要する経費として、事業実施期間内に発生する次に掲げる事務的経費であって、城里町長（以下「町長」という。）が別に定める交付限度額内の範囲において、町長が必要かつ適当と認めた経費とする。

- (1) 地域振興券の換金額
- (2) 賃金
- (3) 需用費 消耗品費及び印刷製本費等
- (4) 役務費 手数料、広告費、保険料等
- (5) 委託料
- (6) 使用料及び賃借料
- (7) その他町長が認めるもの

2 交付対象外経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 間接的な経費
- (2) 景品等
- (3) 旅費及び飲食費
- (4) その他町長が定めるもの

（補助対象事業の実施方法等）

第4条 地域振興券事業は、次に掲げる実施方法等に基づくものとする。

- (1) 実施時期は、原則として令和8年2月13日までとする。

- (2) 地域振興券は1冊500円券の8枚綴りとし、うち4枚は大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項で定める大規模小売店舗では使用できないものとする。
- (3) 地域振興券の配色は、表面をフルカラーとし、裏面1色とする。
- (4) 地域振興券には、「城里町元気アップ振興券（第8弾）」であること及び特定事業者でのみ使えることが明確に区別できるデザインとし、コピー防止及びシリアルナンバー印字（利用者控え含む）等の偽造対策を施すこととする。
- (5) 利用可能商品等については、次に掲げるものを除くこととする。
- ア 不動産や金融商品
 - イ たばこ
 - ウ 商品券及びプリペイドカードなど換金性の高いもの
 - エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
 - オ 国税及び地方税や使用料などの公租公課
 - カ その他この商品券の発行趣旨にそぐわないもの
- (6) 地域振興券の取扱いについては、次に掲げるとおりとする。
- ア 参加店舗において使用期間内に限り使用可能とする。
 - イ 購入後の返品はできない。
 - ウ 現金との引換えはしない。
 - エ つり銭は支払わない。
 - オ 盗難、紛失及び滅失又は偽造及び模造等に対して、城里町（以下「町」という。）は責を負わない。
 - カ 特定事業者は、地域振興券を利用対象外とする商品を独自に定める場合は、あらかじめ、利用者が認識できるよう明示する義務を負う。
- (7) 城里町元気アップ振興券（第8弾）事業のポスター、ステッカー及びチラシ等を作成し広報する場合は、地域振興券事業の内容に合致したものであること。ただし、広報物の種類、部数及び配置場所などについては、町が承認した企画提案に基づいたものとする。
- (8) 実施事業者は、参加店舗の募集、申込受付及び審査をし、参加店舗の決定に際しては、事前に町と協議することとし、決定後は一覧を作成すること。
- (9) 参加店舗数には特段上限を設けないこととする。
- (10) 事業実施者は、城里町商工会会員となっている特定事業者については、その者に代わって申込みをすることができる。
- (11) 事業実施者は、参加店舗に対し指導及び連絡調整を行い、参加店舗であることを称するものを表示させる。
- (12) 参加店舗の資格は、次に掲げるいずれにも該当しない者とする。
- ア 風営法第2条に規定する営業を行う者
 - イ 特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など
 - エ 実施要綱第5条第6項の規定にする取引又は商品のみを取り扱う店舗等

- (13) 事業実施者は、参加店舗の申込み時に次に掲げる事項を遵守させ、反する行為を行ったときは登録を取り消すこととする。
- ア 特定取引において地域振興券の受け取りを拒まないこと。
- イ 地域振興券の交換、譲渡及び売買を行わないこと。
- ウ 事業実施者と適切な連携体制を構築すること。
- (14) 事業実施者は、参加店舗からの換金請求により使用済み地域振興券を換金すること。
- (15) 換金期間は令和7年12月1日から令和8年2月13日までとする。ただし、日程の詳細については、町と協議の上決定するものとする。
- (16) 事業実施者は、換金期間内に換金されなかった地域振興券は換金しないこと。ただし、天災その他やむを得ない事由がある場合において換金できない場合を除く。
- (17) 事業実施者は、換金時において地域振興券とデータとで枚数等相違がある場合は、その原因究明を行い、責任をもって対応すること。
- (18) 事業実施者は、使用済み地域振興券は、安全かつ確実に廃棄すること。
- (19) 事業実施者は、地域振興券の廃棄に関しては、換金手続きに影響が出ないように考慮すること。
- (20) 事業実施者は、地域振興券の管理及び配送については、現金と同様の扱いが必要なため、十分なセキュリティ対策を講じること。
- (21) 事業実施者は、その他地域振興券事業に係る各種作成物についても、期日を遵守し安全かつ確実に配送すること。
- (22) 事業実施者は、参加店舗からの問い合わせ等について適切に対応できる体制を確保すること。
- (23) 事業実施者は、参加店舗への対応における個人情報に関する問合せについては、慎重に対応すること。
- (24) 事業実施者は、地域振興券事業に伴い収集したデータは適正に管理すること。
- (25) 事業実施者は、個人情報の取扱いについては、個人情報取扱事務に係る特記仕様書に基づき、適正に行うこと。
- (26) 事業実施者は、換金業務に必要なデータを作成すること。
- (27) 事業実施者は、収集及び作成するデータについては、事前に町と協議することとし、各種データについては、随時、町に報告すること。
- (28) 事業実施者は、地域振興券事業を総括する事務局を開設し、適正かつ確実な業務遂行体制を構築すること。
- (29) 事業実施者の事務局は町との連携を密にすること。
- (補助金の申請)
- 第5条 事業実施者は、補助金の交付を受けようとするときは、城里町元気アップ振興券（第8弾）事業補助金交付申請書（様式第1号）により、町長に申請しなければならない。
- (交付決定の通知)
- 第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、城里町元気アップ振興券（第8弾）事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、事業実施者に通知するものとする。
- (補助金の概算払)
- 第7条 町長が必要と認めたときは、補助対象経費の10分の9を限度として、概算払をすることができる。

2 概算払に必要な書類は、城里町元気アップ振興券（第8弾）事業補助金精算（概算）払請求書（様式第3号）とする。

（補助事業の内容及び経費の変更）

第8条 事業実施者は、地域振興券事業の内容、補助対象経費及び補助金の額の変更をしようとするときは、あらかじめ町長にその承認を受けなければならない。ただし、事業の達成に支障をきたすことのない事業内容等の細部を変更する場合は、この限りでない。

（補助事業の中止又は廃止）

第9条 事業実施者は、地域振興券事業を中止し、又は廃止しようとするときには、あらかじめ町長にその承認を受けなければならない。

（状況報告）

第10条 事業実施者は、町長から要求があったときは、地域振興券事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で町長に報告しなければならない。

（実績報告）

第11条 事業実施者は、地域振興券事業が完了したときは、その日から30日以内又は令和8年2月13日のいずれか早い日までに城里町元気アップ振興券（第8弾）事業補助金実績報告書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 町長は、前条の規定による報告があったときは、速やかに内容を審査し、適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、城里町元気アップ振興券（第8弾）事業補助金交付確定通知書（様式第5号）により、事業実施者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第13条 事業実施者は、前条の規定による通知を受けたときは、城里町元気アップ振興券（第8弾）事業補助金精算（概算）払請求書（様式第3号）を提出することにより町長に補助金の交付を請求することができる。

2 町長は、補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が概算交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

（関係書類の整備等）

第14条 事業実施者は、補助金に係る経理について収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、この書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（その他）

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和8年3月31日に限り、その効力を失う。

報告第 3 5 号

令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付して別紙のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 9 日 提 出

城里町長 上遠野 修

1 健全化判断比率

(単位 %)

区 分	令和6年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	—	14.21	20.00
連結実質赤字比率	—	19.21	30.00
実 質 公 債 費 比 率	8.3	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	43.7	350.0	

備考 実質赤字率の欄及び連結実質赤字率の欄において、実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合は、「—」と記載しています。

2 資金不足比率

(単位 %)

区 分	令和6年度決算	経営健全化基準
水 道 事 業 会 計	—	20.00
下 水 道 事 業 会 計	—	20.00

備考 各会計の欄において、資金不足が生じない場合は、「—」と記載しています。

城里監査第20号
令和7年8月20日

城里町長 上遠野 修 様

監査委員 五十嵐 由美子

監査委員 阿久津 則 男

財政健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された令和6年度健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について意見書を提出する。

令和 6 年度財政健全化審査意見書

第 1 審査の対象

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期日

令和 7 年 7 月 2 9 日（火）

第 3 審査の方法

財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

第 4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算出の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

項 目	令和 6 年度 健全化判断比率	令和 5 年度 健全化判断比率	早期健全化 基 準	財 政 再 生 基 準
実質赤字比率	—	—	14. 21%	20. 00%
連結実質赤字比率	—	—	19. 21%	30. 00%
実質公債費比率	8. 3%	8. 6%	25. 0%	35. 0%
将来負担比率	43. 7%	40. 0%	350. 0%	

第 5 審査意見

実質赤字比率については、黒字となっているため数値として表示されず、早期健全化基準の 14. 21%と比較すると下回っている。

連結実質赤字比率については、黒字となっているため数値として表示されず、早期健全化基準の 19. 21%と比較すると下回っている。

実質公債費比率については、8. 3%となっており、早期健全化基準の 25. 0%と比較すると下回っている。

将来負担比率については、43. 7%となっており、早期健全化基準の 350. 0%と比較すると下回っている。

特に指摘すべき事項はないが、引き続き財政の健全化に努められたい。

城里監査第 2 2 号
令和 7 年 8 月 2 0 日

城里町長 上遠野 修 様

監査委員 五十嵐 由美子
監査委員 阿久津 則 男

経営健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 2 条第 1 項の規定により審査に付された令和 6 年度城里町水道事業会計及び令和 6 年度城里町下水道事業会計の資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について意見書を提出する。

令和 6 年度城里町公営企業会計経営健全化審査意見書

第 1 審査の対象

資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期日

令和 7 年 8 月 1 日（金）

第 3 審査の方法

経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

第 4 審査の結果

審査に付された各会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0%
下水道事業会計	—	20.0%

第 5 審査の意見

資金不足比率については、いずれの会計も黒字となっているため数値として表示されず、経営健全化基準の 20.0%と比較すると下回っている。

特に指摘する事項はないが、一般会計からの補助に頼ることなく収益を確保するとともに、コストの削減により、引き続き財政の健全化に努められたい。

報告第 3 6 号

令和 6 年度

一般財団法人城里町開発公社
決 算 報 告 書

自 令和 6 年 4 月 1 日

至 令和 7 年 3 月 3 1 日

一般財団法人城里町開発公社

貸借対照表

2025/3/31現在

一般財団法人城里町開発公社

単位：円

科 目	合計	ホロルの湯管理運営事業	ふれあいの里管理運営事業	うぐいすの里管理運営事業	七会町民センター管理運営事業	公益事業
I 資産の部						
1. 流動資産						
現金預金	29,049,706	8,296,486	8,895,573	3,263,250	8,476,605	117,792
未収金	9,475,469	6,950,294	2,525,175			
貯蔵品	1,206,979	922,872	284,107			
仮払金	2,000,000	2,000,000				
流動資産合計	41,732,154	18,169,652	11,704,855	3,263,250	8,476,605	117,792
2. 固定資産	0					
その他の固定資産	0					
建物付属設備	2,318,914	1,054,313	1,264,601			
車輛運搬具	1		1			
出資金	10,000	10,000				
定期預金	10,000,000					10,000,000
その他固定資産合計	2,328,915	1,064,313	1,264,602	0	0	0
固定資産合計	12,328,915	1,064,313	1,264,602	0	0	10,000,000
資産合計	54,061,069	19,233,965	12,969,457	3,263,250	8,476,605	10,117,792
II 負債の部	0					
1. 流動負債	0					
未払金	27,915,941	12,427,065	6,142,030	1,899,367	7,447,479	0
預り金	1,803,450	1,803,450				
仮受金	0					
流動負債合計	29,719,391	14,230,515	6,142,030	1,899,367	7,447,479	0
負債合計	29,719,391	14,230,515	6,142,030	1,899,367	7,447,479	0
III 正味財産の部	0					
1. 指定正味財産合計	0					
指定正味財産合計	0	0	0	0	0	0
2. 一般正味財産	24,341,678	5,003,450	6,827,427	1,363,883	1,029,126	10,117,792
正味財産合計	24,341,678	5,003,450	6,827,427	1,363,883	1,029,126	10,117,792
負債及び正味財産合計	54,061,069	19,233,965	12,969,457	3,263,250	8,476,605	10,117,792

正味財産増減計算書

2025/3/31現在

一般財団法人城里町開発公社

単位：円

科目	合計	ホロルの湯管理運営事業	ふれあいの里管理運営事業	うぐいすの里管理運営事業	七会町民センター管理運営事業	公共事業
I 一般正味財産増減の部						
1. 経常増減の部						
(1) 経常収益						
事業収益						
事業収入	396,650,388	258,510,720	94,943,478	8,637,300	34,558,890	
指定管理料	90,300,000	58,000,000		8,400,000	23,900,000	
入場料収入	89,942,600	89,942,600				
施設利用収入			66,902,529	214,400	9,936,270	
自主事業収入	139,354,589	110,568,120	28,040,949	22,900	722,620	
雑収益	75,534	9,413	588	60,111	5,422	227
受取利息収入	17,501	9,413	588	1,851	5,422	227
その他雑収入				58,260		
経常収益計	396,725,922	258,520,133	94,944,066	8,697,411	34,564,312	227
(2) 経常費用	0					
事業費	370,117,507	258,093,944	70,612,028	7,911,931	33,499,604	
材料仕入高	39,161,471	29,134,177	9,728,190		299,104	
給与手当	105,963,195	75,509,652	24,058,962	3,837,179	2,557,402	
法定福利費	12,190,351	8,058,801	3,510,848	386,058	234,644	
旅費交通費	4,354,842	3,232,491	853,691	150,700	117,960	
通信費	1,889,757	967,728	786,018	136,011		
リース料	9,394,666	5,830,736	3,563,930			
保険料	944,519	780,957	140,202	7,560	15,800	
修繕費	1,144,512	848,591	108,129	187,792		
水道光熱費	64,461,116	51,753,255	11,399,234	1,234,100	74,527	
燃料費	30,722,945	30,028,297	386,388	266,579	41,681	
消耗品費	10,116,172	6,293,196	3,417,364	403,522	2,090	
租税公課	17,342,101	7,935,556	7,811,501	748,910	846,134	
広告宣伝費	1,101,898	1,074,398	11,000		16,500	
支払手数料	3,920,433	2,904,597	1,010,554		5,282	
保守管理費	13,583,604	12,198,254	1,385,350			
医薬材料費	3,478,709	3,478,709				
委託費	49,940,880	17,808,799	2,290,081	553,520	29,288,480	
雑費	36,473		36,473			
減価償却費	369,863	255,750	114,113			
経常費用計	370,117,507	258,093,944	70,612,028	7,911,931	33,499,604	
当期正味財産増減額	26,608,642	426,189	24,332,038	785,480	1,064,708	227
他社会計振替収入		17,000,000				
他社会計振替支出			17,000,000			
法人税等		11,900				
当期正味財産増減額	26,596,742	17,414,289	7,332,038	785,480	1,064,708	227
一般正味財産期首残高	-2,255,064	-12,410,839	-504,611	578,403	-35,582	10,117,565
一般正味財産期末残高	24,341,678	5,003,450	6,827,427	1,363,883	1,029,126	10,117,792

財産目録

2025/3/31現在

一般財団法人城里町開発公社

(単位：円)

貸借対照表科目	合計	ホロルの湯管理運営事業	ふれあいの里管理運営事業	うぐいすの里管理運営事業	七会町民センター管理運営事業	公益事業
(流動資産)						
現金	6,645,488	3,847,660	2,554,440	98,987	144,401	
普通預金(常陽銀行1371250)	4,447,502	4,447,502	0	0	0	
普通預金(常陽銀行9011502)	6,341,133	0	6,341,133	0	0	
普通預金(常陽銀行1363063)	3,164,263	0	0	3,164,263	0	
普通預金(常陽銀行1363050)	8,332,204	0	0	0	8,332,204	
普通預金(常陽銀行9009133)	12,933					12,933
普通預金(水戸信用金庫1059068)	1,324	1,324	0	0	0	
普通預金(JA水戸2036101)	104,859					104,859
未収金	9,475,469	6,950,294	2,525,175	0	0	
貯蔵品	1,206,979	922,872	284,107	0	0	
仮払金	2,000,000	2,000,000			0	
流動資産合計	41,732,154	18,169,652	11,704,855	3,263,250	8,476,605	117,792
(固定資産)	0					
基本財産						
定期預金(JA水戸13582595)	10,000,000					10,000,000
建物附属設備	2,318,914	1,054,313	1,264,601	0	0	
車輛運搬具	1	0	1	0	0	
出資金(水戸信用金庫)	10,000	10,000	0	0	0	
固定資産合計	12,328,915	1,064,313	1,264,602	0	0	10,000,000
資産合計	54,061,069	19,233,965	12,969,457	3,263,250	8,476,605	10,117,792
未払金	27,915,941	12,427,065	6,142,030	1,899,367	7,447,479	
預り金	1,803,450	1,803,450				
流動負債合計	29,719,391	14,230,515	6,142,030	1,899,367	7,447,479	0
負債合計	29,719,391	14,230,515	6,142,030	1,899,367	7,447,479	0
正味財産	24,341,678	5,003,450	6,827,427	1,363,883	1,029,126	10,117,792

正味財産増減計算書

2025年3月31日

一般財団法人城里町開発公社

ホロルの湯管理運営事業

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
(1) 経常収益			
指定管理料	58,000,000	74,000,000	-16,000,000
入場料収入	89,942,600	102,318,397	-12,375,797
自主事業収入	110,568,120	102,424,209	8,143,911
雑収益	9,413	1,046,760	-1,037,347
預かり金収入(入湯税収入)		24,443,700	-24,443,700
経常収益計	258,520,133	304,233,066	-45,712,933
(2) 経常費用			0
材料仕入高	29,134,177	35,682,673	-6,548,496
給与手当	75,509,652	94,492,203	-18,982,551
法定福利費	8,058,801	11,992,597	-3,933,796
旅費交通費	3,232,491	4,994,320	-1,761,829
通信費	967,728	946,567	21,161
リース料	5,830,736	5,857,412	-26,676
保険料	780,957	863,700	-82,743
修繕費	848,591	2,321,514	-1,472,923
水道光熱費	51,753,255	49,309,878	2,443,377
燃料費	30,028,297	29,617,398	410,899
消耗品費	6,293,196	7,150,447	-857,251
租税公課	7,935,556	10,930,640	-2,995,084
広告宣伝費	1,074,398	633,179	441,219
支払手数料	2,904,597	1,701,590	1,203,007
保守管理費	12,198,254	11,714,824	483,430
医薬材料費	3,478,709	3,456,162	22,547
委託費	17,808,799	17,870,648	-61,849
雑損失		134,904	-134,904
減価償却費	255,750	255,750	0
経常費用計	258,093,944	289,926,406	-31,832,462
町納付金			
入湯税納付		30,623,250	
当期正味財産増減額	426,189	-16,316,590	16,742,779
他会計振替収入	17,000,000	16,000,000	
他会計振替支出		-1,000,000	
他会計振替収支計	17,000,000	15,000,000	
法人税等	11,900		
当期正味財産増減額	17,414,289	-1,316,590	
一般正味財産期首残高	-12,410,839	-11,094,249	-1,316,590
一般正味財産期末残高	5,003,450	-12,410,839	17,414,289

正味財産増減計算書

2025年3月31日

一般財団法人城里町開発公社

ふれあいの里管理運営事業

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
(1) 経常収益			
施設利用収入	66,902,529	68,847,048	-1,944,519
自主事業収入	28,040,949	35,356,482	-7,315,533
雑収益	588	298,822	-298,234
経常収益計	94,944,066	104,502,352	-9,558,286
(2) 経常費用			
材料仕入高	9,728,190	16,665,758	-6,937,568
給与手当	24,058,962	33,740,557	-9,681,595
法定福利費	3,510,848	4,057,837	-546,989
旅費交通費	853,691	1,716,050	-862,359
通信費	786,018	756,017	30,001
リース料	3,563,930	3,722,496	-158,566
保険料	140,202	265,674	-125,472
修繕費	108,129	750,791	-642,662
水道光熱費	11,399,234	10,661,235	737,999
燃料費	386,388	417,634	-31,246
消耗品費	3,417,364	6,556,625	-3,139,261
租税公課	7,811,501	7,296,320	515,181
広告宣伝費	11,000	11,000	0
支払手数料	1,010,554	1,527,642	-517,088
保守管理費	1,385,350	1,397,414	-12,064
委託費	2,290,081	2,238,366	51,715
雑費	36,473	389,689	-353,216
減価償却費	114,113	114,113	0
経常費用計	70,612,028	92,285,218	-21,673,190
当期正味財産増減額	24,332,038	12,217,134	12,114,904
他社会計振替収入		1,000,000	
他会計振替支出	17,000,000	16,000,000	
他会計振替収支計	17,000,000	-15,000,000	
当期正味財産増減額	7,332,038	-2,782,866	
一般正味財産期首残高	-504,611	2,278,255	-2,782,866
一般正味財産期末残高	6,827,427	-504,611	7,332,038

正味財産増減計算書

2025年3月31日

一般財団法人城里町開発公社

うぐいすの里管理運営事業

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
(1) 経常収益			
指定管理料	8,400,000	8,400,000	0
施設利用収入	214,400	447,400	-233,000
自主事業収入	22,900	19,200	3,700
雑収益	60,111		
その他雑収入	58,260	58,260	0
受取利息収入	1,851	32	1,819
経常収益計	8,697,411	8,924,892	-227,481
(2) 経常費用			0
材料仕入高			0
給与手当	3,837,179	4,245,726	-408,547
法定福利費	386,058	806,771	-420,713
旅費交通費	150,700	210,900	-60,200
通信費	136,011	102,618	33,393
リース料			0
保険料	7,560	44,370	-36,810
修繕費	187,792	96,180	91,612
水道光熱費	1,234,100	1,219,715	14,385
燃料費	266,579	112,184	154,395
消耗品費	403,522	60,046	343,476
租税公課	748,910	493,610	255,300
車輛費			0
広告宣伝費			0
支払手数料			0
諸会費			0
新聞図書費			0
保守管理費			0
清掃費			0
医薬材料費			0
委託費	553,520	1,790,087	-1,236,567
経常費用計	7,911,931	9,182,207	-1,270,276
当期正味財産増減額	785,480	-257,315	1,042,795
一般正味財産期首残高	578,403	835,718	-257,315
一般正味財産期末残高	1,363,883	578,403	785,480

正味財産増減計算書

2025年3月31日

一般財団法人城里町開発公社

七会町民センター管理運営事業

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
(1) 経常収益			
指定管理料	23,900,000	23,087,050	812,950
施設利用収入	9,936,270	9,316,270	620,000
自主事業収入	722,620	896,010	-173,390
雑収益		60,000	-60,000
受取利息収入	5,422	47	5,375
経常収益計	34,564,312	33,359,377	1,204,935
(2) 経常費用			0
材料仕入高	299,104	203,144	95,960
給与手当	2,557,402	2,807,860	-250,458
法定福利費	234,644	428,593	-193,949
福利厚生費			
旅費交通費	117,960	95,350	22,610
リース料			0
保険料	15,800	62,100	-46,300
修繕費	0	105,430	-105,430
水道光熱費	74,527	142,451	-67,924
燃料費	41,681	67,204	-25,523
消耗品費	2,090	190,667	-188,577
租税公課	846,134	440,330	405,804
広告宣伝費	16,500	16,500	0
支払手数料	5,282	26,895	-21,613
保険料			0
新聞図書費			0
保守管理費			0
清掃費			0
医薬材料費			0
委託費	29,288,480	27,657,354	1,631,126
経常費用計	33,499,604	32,243,878	1,255,726
当期正味財産増減額	1,064,708	1,115,499	-50,791
一般正味財産期首残高	-35,582	-1,151,081	1,115,499
一般正味財産期末残高	1,029,126	-35,582	1,064,708

令和6年度 城里町健康増進施設ホールの湯実績報告書

(令和6年4月～令和7年3月)

月	稼働日数	入場者数		売上総額	入場料	自主事業	入湯税	雑収入
4	25	大人	13,140	15,831,252	5,085,532	8,774,720	1,971,000	0
		小人	1,526					
	26		16,448	17,034,370	6,729,820	8,013,700	2,208,600	82,250
増減	-1		-1,782	-1,203,118	-1,644,288	761,020	-237,600	-82,250
5	27	大人	14,826	19,602,956	7,999,589	9,379,467	2,223,900	0
		小人	2,199					
	26		17,913	21,471,778	9,411,230	9,597,454	2,276,700	186,394
増減	1		-888	-1,868,822	-1,411,641	-217,987	-52,800	-186,394
6	22	大人	11,787	17,288,440	6,887,261	8,633,129	1,768,050	0
		小人	1,545					
	22		12,883	15,566,461	6,145,330	7,630,003	1,715,850	75,278
増減	0		449	1,721,979	741,931	1,003,126	52,200	-75,278
7	26	大人	12,680	18,924,715	7,664,050	9,358,665	1,902,000	0
		小人	1,882					
	26		16,607	21,745,852	9,366,150	10,187,529	2,113,800	78,373
増減	0		-2,045	-2,821,137	-1,702,100	-828,864	-211,800	-78,373
8	27	大人	14,467	23,057,489	9,376,990	11,508,548	2,170,050	1,901
		小人	3,193					
	27		19,057	22,624,793	10,192,640	10,059,084	2,290,950	82,119
増減	0		-1,397	432,696	-815,650	1,449,464	-120,900	-80,218
9	21	大人	11,209	17,089,244	7,265,210	8,142,684	1,681,350	0
		小人	1,882					
	22		13,801	17,656,422	7,348,940	8,438,695	1,796,700	72,087
増減	-1		-710	-567,178	-83,730	-296,011	-115,350	-72,087
10	27	大人	12,962	18,557,305	7,724,420	8,888,585	1,944,300	0
		小人	1,291					
	26		14,803	18,074,811	7,670,820	8,321,468	1,993,800	88,723
増減	1		-550	482,494	53,600	567,117	-49,500	-88,723
11	26	大人	12,775	17,053,561	6,354,552	8,782,759	1,916,250	0
		小人	1,200					
	26		14,965	17,957,800	7,658,370	8,207,134	2,021,550	70,746
増減	0		-990	-904,239	-1,303,818	575,625	-105,300	-70,746
12	22	大人	11,496	15,156,429	6,509,564	6,922,465	1,724,400	0
		小人	1,151					
	23		13,691	16,057,412	6,883,370	7,237,890	1,847,850	88,302
増減	-1		-1,044	-900,983	-373,806	-315,425	-123,450	-88,302
1	27	大人	14,278	19,630,528	6,662,520	10,826,308	2,141,700	0
		小人	1,329					
	26		15,431	19,726,898	8,348,950	9,202,414	2,107,350	68,184
増減	1		176	-96,370	-1,686,430	1,623,894	34,350	-68,184
2	24	大人	13,191	26,088,685	13,178,299	10,924,376	1,978,650	7,360
		小人	1,039					
	25		14,497	26,687,317	13,640,377	10,753,433	2,016,750	276,757
増減	-1		-267	-598,632	-462,078	170,943	-38,100	-269,397
3	22	大人	12,023	15,464,629	5,234,613	8,426,414	1,803,450	152
		小人	1,222					
	23		15,144	15,629,152	5,832,210	7,691,615	2,053,800	51,527
増減	-1		-1,899	-164,523	-597,597	734,799	-250,350	-51,375
計	296	大人	154,834	223,745,233	89,942,600	110,568,120	23,225,100	9,413
		小人	19,459					
	298		185,240	230,233,066	99,228,207	105,340,419	24,443,700	1,220,740
増減	-2		-10,947	-6,487,833	-9,285,607	5,227,701	-1,218,600	-1,211,327

報告第 37 号

令和 6 年度

株式会社 桂ふるさと振興センター
決 算 報 告 書

自 令和 6 年 4 月 1 日

至 令和 7 年 3 月 31 日

株式会社 桂ふるさと振興センター

貸借対照表

株式会社 桂ふるさと振興センター

令和 7年 3月31日 現在

単位：円

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流 動 資 産】	【 152,277,219】	【流 動 負 債】	【 28,431,737】
現 金	2,534,567	買 掛 金	16,110,282
預 金	134,969,987	未 払 金	1,627,514
売 掛 金	161,723	未 払 法 人 税 等	92,500
商 品	2,752,255	預 り 金	154,057
材 料	1,666,739	仮 受 金	440,000
貯 蔵 品	1,847,013	未 払 消 費 税	2,239,200
仮 払 税 金	313,300	仮 受 消 費 税	7,768,184
前 払 費 用	6,050	負 債 合 計	28,431,737
仮 払 消 費 税	8,025,585		
【固 定 資 産】	【 6,094,136】		
(有 形 固 定 資 産)	(6,074,136)	純 資 産 の 部	
建 物	1,690,838	【株 主 資 本】	【 129,939,618】
建 物 附 属 設 備	991,587	資 本 金	40,800,000
構 築 物	440,175	(利 益 剰 余 金)	(89,139,618)
機 械 装 置	458,005	そ の 他 利 益 剰 余 金	89,139,618
車 両 運 搬 具	2	別 途 積 立 金	83,000,000
工 具 器 具 備 品	1,674,889	繰 越 利 益 剰 余 金	6,139,618
建 設 仮 勘 定	818,640		
(投 資 そ の 他 の 資 産)	(20,000)		
差 入 保 証 金	20,000	純 資 産 合 計	129,939,618
資 産 合 計	158,371,355	負 債 ・ 純 資 産 合 計	158,371,355

損益計算書

株式会社 桂ふるさと振興センター

自 令和 6年 4月 1日

至 令和 7年 3月31日

単位：円

科	目	金	額
【売上高】			
直売部売上		173,724,715	
食堂部売上		60,165,015	
生産者収入		113,182,367	
製菓部売上		16,459,864	363,531,961
【売上原価】			
期首棚卸高		3,300,554	
直売部仕入		130,824,349	
食堂部仕入		18,574,397	
生産者支出		95,918,749	
製菓部仕入		5,737,467	
＊＊合計＊＊		254,355,516	
期末棚卸高		△4,418,994	249,936,522
	売上総利益金額		113,595,439
【販売費及び一般管理費】			114,206,138
	営業損失金額		△610,699
【営業外収益】			
受取利息		11,810	
自販機手数料		1,119,790	
会費収入		618,170	
雑収入		261,393	2,011,163
	経常利益金額		1,400,464
	税引前当期純利益金額		1,400,464
	法人税、住民税及び事業税		353,400
	当期純利益金額		1,047,064

販売費及び一般管理費

株式会社 桂ふるさと振興センター

自 令和 6年 4月 1日

至 令和 7年 3月31日

単位：円

科	目	金	額
役 員 報 酬		400,000	
給 与 手 当		69,631,039	
雑 給		5,345,592	
法 定 福 利 費		8,823,354	
福 利 厚 生 費		294,486	
衛 生 費		1,773,981	
旅 費 交 通 費		150,282	
通 信 費		517,102	
交 際 費		158,108	
減 価 償 却 費		1,769,671	
賃 借 料		588,580	
保 険 料		420,690	
修 繕 費		434,640	
水 道 光 熱 費		11,792,436	
車 両 経 費		243,971	
包 装 ・ 消 耗 品 費		4,590,411	
租 税 公 課		224,850	
会 議 費		37,482	
運 賃		165,332	
広 告 宣 伝 費		1,225,075	
保 守 管 理 費		975,236	
中 退 共 掛 金		552,000	
地 代 家 賃		919,082	
警 備 費		1,526,000	
雑 費		1,646,738	
	合 計		114,206,138

株主資本等変動計算書

株式会社 桂ふるさと振興センター

自 令和 6年 4月 1日

至 令和 7年 3月31日

単位：円

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	40,800,000	83,000,000	5,092,554	88,092,554	128,892,554	128,892,554
当期変動額						
当期純利益			1,047,064	1,047,064	1,047,064	1,047,064
当期変動額合計	－	－	1,047,064	1,047,064	1,047,064	1,047,064
当期末残高	40,800,000	83,000,000	6,139,618	89,139,618	129,939,618	129,939,618

個別注記表

株式会社 桂ふるさと振興センター

自 令和 6年 4月 1日

至 令和 7年 3月31日

この計算書類は、中小企業の会計に関する指針によって作成しています。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

資産の評価基準及び評価方法

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品…売価還元原価法

材料…先入先出原価法

固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く。）は定額法）を採用しています。

(2) 無形固定資産 定額法を採用しています。

その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

会計方針の変更に関する注記

会計方針の変更

農産物生産者の売上・仕入を総額で処理・表示をしていましたが、令和6年1月からこれを純額で処理・表示（委託販売方式採用）する変更をしました。

貸借対照表等に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 55,885,576円

株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数に関する事項

前期末株式数（発行済普通株式） 816株

当期増加株式数（発行済普通株式）

当期減少株式数（発行済普通株式）

当期末株式数（発行済普通株式） 816株

前期末株式数（発行済優先株式）

当期増加株式数（発行済優先株式）

当期減少株式数（発行済優先株式）

当期末株式数（発行済優先株式）

議案について

令和7年6月25開催の定時株主総会において、上記の議案は承認可決されております。

報告第38号

令和6年度

株式会社 物産センター山桜
決 算 報 告 書

自 令和 6年 4月 1日

至 令和 7年 3月31日

株式会社 物産センター山桜

貸借対照表

株式会社 物産センター山桜

令和 7年 3月31日 現在

単位：円

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流 動 資 産】	【 94,816,786】	【流 動 負 債】	【 29,311,468】
現 金	4,176,474	買 掛 金	19,056,719
預 金	86,592,384	未 払 金	7,930,962
売 掛 金	27,540	未 払 法 人 税 等	101,600
商 品	1,767,150	預 り 金	59,887
材 料	1,114,352	未 払 消 費 税 等	2,162,300
貯 蔵 品	1,138,886	負 債 合 計	29,311,468
【固 定 資 産】	【 8,815,141】		
(有 形 固 定 資 産)	(7,134,932)		
建 物 附 属 設 備	2,875,176	純 資 産 の 部	
構 築 物	257,984	【株 主 資 本】	【 74,320,459】
機 械 装 置	3,429,961	資 本 金	28,200,000
工 具 器 具 備 品	571,811	(利 益 剰 余 金)	(46,120,459)
(投資その他の資産)	(1,680,209)	利 益 準 備 金	130,000
未 決 算 勘 定	1,680,209	そ の 他 利 益 剰 余 金	45,990,459
		繰 越 利 益 剰 余 金	45,990,459
		純 資 産 合 計	74,320,459
資 産 合 計	103,631,927	負 債 ・ 純 資 産 合 計	103,631,927

損益計算書

株式会社 物産センター山桜

自 令和 6年 4月 1日

至 令和 7年 3月31日

単位：円

科		目	金	額
【売 上 高】				
直 売 売 上			121, 593, 476	
食 堂 売 上			60, 954, 650	
生 産 者 収 入			20, 342, 567	202, 890, 693
【売 上 原 価】				
期 首 棚 卸 高			2, 340, 804	
直 売 仕 入			92, 684, 406	
食 堂 仕 入			22, 213, 764	
* * 合 計 * *			117, 238, 974	
期 末 棚 卸 高			△2, 881, 502	114, 357, 472
		売 上 総 利 益 金 額		88, 533, 221
【販売費及び一般管理費】				82, 397, 351
		営 業 利 益 金 額		6, 135, 870
【営 業 外 収 益】				
受 取 利 息			16, 762	
自 販 機 手 数 料			2, 088, 011	
会 費 収 入			690, 000	
雑 収 入			5, 219	2, 799, 992
		経 常 利 益 金 額		8, 935, 862
		税引前当期純利益金額		8, 935, 862
		法人税、住民税及び事業税		1, 518, 000
		当 期 純 利 益 金 額		7, 417, 862

販売費及び一般管理費

株式会社 物産センター山桜

自 令和 6年 4月 1日

至 令和 7年 3月31日

単位：円

科 目		金 額	
役 員 報 酬		479,000	
給 与 手 当		40,050,740	
雑 給		3,537,041	
賞 与		7,304,063	
派 遣 給 与		284,969	
法 定 福 利 費		6,627,107	
福 利 厚 生 費		185,569	
衛 生 費		1,700,712	
通 信 費		134,911	
会 議 費		2,111	
減 価 償 却 費		2,132,115	
リ ー ス 料		1,260,060	
保 険 料		100,280	
修 繕 費		2,009,008	
水 道 光 熱 費		6,752,558	
車 両 経 費		321,233	
消 耗 品 費		3,835,909	
租 税 公 課		613,300	
諸 会 費		81,850	
運 賃		390,950	
広 告 宣 伝 費		883,952	
支 払 手 数 料		327,350	
保 守 管 理 費		929,652	
地 代 家 賃		118,180	
退 職 共 済 掛 金		168,000	
生 産 者 部 会 費		690,000	
雑 費		1,476,731	
合 計			82,397,351

株主資本等変動計算書

株式会社 物産センター山桜

自 令和 6年 4月 1日
至 令和 7年 3月31日

単位：円

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
			繰越利益剰余金			
当期首残高	28,200,000	130,000	38,572,597	38,702,597	66,902,597	66,902,597
当期変動額						
当期純利益			7,417,862	7,417,862	7,417,862	7,417,862
当期変動額合計	-	-	7,417,862	7,417,862	7,417,862	7,417,862
当期末残高	28,200,000	130,000	45,990,459	46,120,459	74,320,459	74,320,459

個別注記表

株式会社 物産センター山桜

自 令和 6年 4月 1日

至 令和 7年 3月31日

この計算書類は、中小企業の会計に関する指針によって作成しています。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

資産の評価基準及び評価方法

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法を採用しています。

固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産 定額法を採用しています。

その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

貸借対照表等に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 12, 223, 565円

株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数に関する事項

前期末株式数（発行済普通株式） 564株

当期増加株式数（発行済普通株式）

当期減少株式数（発行済普通株式）

当期末株式数（発行済普通株式） 564株

前期末株式数（発行済優先株式）

当期増加株式数（発行済優先株式）

当期減少株式数（発行済優先株式）

当期末株式数（発行済優先株式）

議案について

令和7年6月13日開催の定時株主総会において、上記の議案は承認可決されております。